

# 滋賀県防災プラン

令和3年（2021年）3月

滋 賀 県

# 目次

## 第1章 基本事項

---

1	基本理念	1
2	プランの位置づけ	2
3	実行	5
4	計画期間	5
5	プランの推進	5
6	SDGsの目標達成への貢献	6

## 第2章 実行計画

---

### 実行1

受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します	7
(1) 受援 <sup>*</sup> 体制の整備	
(2) 多様な団体による支援の効率的な活用	
(3) 災害時応援協定等による団体との連携	

### 実行2

寄り添い型・協働型避難者支援を実現します	14
(1) 多様な避難形態への対応	
(2) 避難所における良好な生活環境の確保	
(3) 地震災害と原子力災害との複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難	
(4) 帰宅困難者対策	

---

<sup>\*</sup>受援：被災地に対して行われる人的・物的支援を受け入れること。

### 実行3

#### 要配慮者へ合理的配慮を提供します・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

- (1) 避難行動要支援者の個別計画策定支援
- (2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援
- (3) 避難所の合理的配慮
- (4) 福祉避難所の確保

### 実行4

#### 被災者の生活再建を支援します・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

- (1) 被災者への支援の迅速化
- (2) 仮設住宅の整備
- (3) 家屋被害認定・り災証明発行業務支援

### 実行5

#### 大規模停電に備えた対策を進めます・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

- (1) ライフラインの予防対策
- (2) 災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能確保

### 実行6

#### 当事者力・地域力を高めます・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7

- (1) 当事者力の向上
- (2) 地域力の向上
- (3) 建築物等の耐震化
- (4) 中小企業の事業継続計画策定等支援
- (5) 女性参画

### 実行7

#### ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます 4 4

- (1) 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化
- (2) 職員の防災意識・災害対応能力の向上
- (3) 県有施設等におけるソフト対策による機能強化
- (4) 県有施設等のハード対策等による機能確保

## 参考資料

---

- 1 滋賀県防災プラン事業見込額一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 2 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

# 第1章 基本事項

## 1 基本理念

このプランの基本理念は、次のとおりとします。

- 災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力（自助）」、「地域力（互助）」、「行政力（公助）」を強化し、災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮<sup>\*</sup>を提供します。

---

<sup>\*</sup>合理的配慮：女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が、災害時に不都合を感じないように、過度の負担にならない範囲で必要かつ適当な変更や調整（配慮）を行うこと。

## 2 プランの位置づけ

- ◇ このプランは、これまでの地震対策の取組を継承し、全国各地で発生した過去の風水害、土砂災害などの大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。

### 《近年発生した大規模災害の課題と教訓》

- ◇ 平成30年(2018年)6月18日 大阪北部地震
- ・7時58分に発生した大阪北部を震源とする最大震度6弱を観測した直下型地震。
  - ・ブロック塀の倒壊による死亡事故や、多くの帰宅困難者の発生などが課題となった。
  - ・鉄道の緊急停止により14万人が車内に閉じ込められた。
- ◇ 平成30年(2018年)6月29日～ 西日本豪雨
- ・広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害。死者263人(滋賀県1人)。
  - ・洪水時のダム管理や農業用ため池の対策、住民の防災リテラシーの向上(避難情報等が住民の避難行動に結びついていない)や、災害時要配慮者の避難(高齢者や障害者等に被害が集中)などが課題となった。
  - ・倉敷市真備町ではハザードマップと実際の浸水区域がほぼ同じであるにも関わらず51名が溺死したがその内44人が非流失家屋の屋内で被災している。また70歳以上の犠牲者の割合が約80%以上であった。
- ◇ 平成30年(2018年)9月3日～ 台風第21号
- ・近畿地方を中心に被害。関西電力管内の8府県で約224万戸が停電(滋賀県16.9万戸)。
  - ・孤立集落の発生(県道麻生古屋梅ノ木線、小浜朽木高島線などにおいて倒木によるもの)や、停電復旧の遅れ(復旧に約1週間)などが課題となった。
- ◇ 平成30年(2018年)9月6日 北海道胆振東部地震
- ・北海道厚真町で最大震度7を観測。広範囲で土砂崩れや液状化、苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウト\*により全道295万戸が停電。大規模停電対策などが課題となった。
  - ・自家発電設備を備えてない庁舎は災害応急対策に支障を来した。
- ◇ 令和元年(2019年)9月7日～ 台風15号(令和元年房総半島台風)
- ・関東地方に上陸した観測史上最強クラスの台風。千葉県を中心に甚大な被害。
  - ・自治体の初動対応の遅れや市町との連携、大規模停電などが課題となった。
  - ・電力事業者においては、広範囲の配電線事故や倒木による通行支障等で被害の把握ができず、停電復旧に時間を要した。このことにより通信障害も発生した。

\* ブラックアウト：停電、特に送配電システムの崩壊を指す。

- ・千葉県の7.6万戸の住宅被害のうち約9割が一部損壊であったことなどを受け、災害救助法による応急修理制度が拡充された。
- ◇ 令和元年(2019年)10月12日～ 台風19号(令和元年東日本台風)
  - ・関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨。14都県390市区町村で災害救助法適用。
  - ・リスク情報の周知(ハザードマップと浸水地域がほぼ一致)や災害時要配慮者の避難(高齢者や障害者等に被害が集中)などが課題となった。
  - ・住宅の浸水被害が5.3万戸以上となった。被災によって亡くなった方のうち、約6割が屋外で被災し、かつその半数以上が車での移動中に被災したものであった。また65才以上の犠牲者の割合が約65%以上であった。
- ◇ 令和2年(2020年)7月3日～ 令和2年7月豪雨(コロナ禍における最初の大規模災害)
  - ・熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生。
  - ・実行性のある避難確保計画の作成(特別養護老人ホームで14名が犠牲)や、新型コロナウイルス感染症禍での避難所運営や災害ボランティアの限定的受入れ(県内のみ募集)などが課題となった。
  - ・65才以上の犠牲者の割合が約79%以上であった。

#### 《これまでの地震対策の経緯》

- ◇ 琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震や東南海・南海地震の発生を想定し、滋賀県地域防災計画(震災対策編)の実行計画である「滋賀県地震防災プログラム(第1次:H15~24、第2次:H26~29)」を策定し計画的に地震対策を実施してきました。
- ◇ その後、平成28年4月熊本地震の教訓を踏まえ、「滋賀県地震防災プラン(H30~R2)」を策定し地震対策を実施してきました。

#### 《これまでの地震対策の取組》

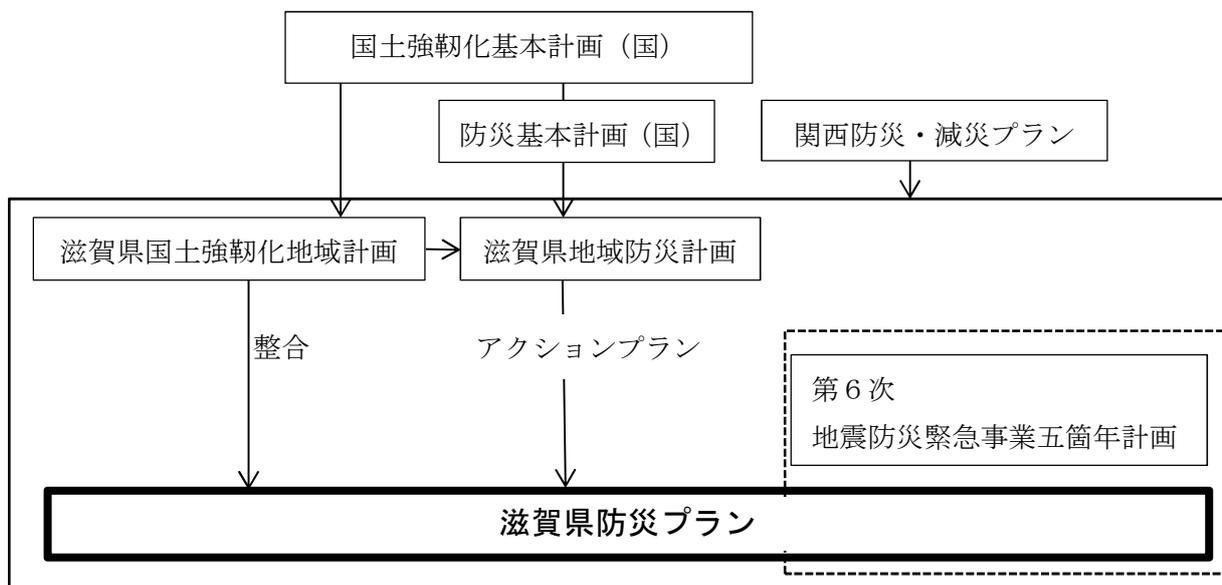
- ◇ 「滋賀県地震防災プログラム(第1次、第2次)」では、3つの基本施策を柱に各種の地震対策を実施してきました。
  - ・ 「耐震化等の必要な基盤整備」については、防災上特に重要な県有施設の耐震化が令和2年度末で99.5%が完了であるほか、県営住宅の耐震化が100%完了となりました。
- ◇ 「滋賀県地震防災プラン」では、7つの実行を柱に各種の防災対策を実施してきました。
  - ・ 人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう滋賀県受援計画の策定や市町の受援計画策定を支援してきました。
  - ・ 防災士の養成など防災に関する様々な研修や自主防災組織に対する支援を行うとともに、危機管理センターにおける、迅速、的確な災害応急対策を実施で

きるよう、職員の防災意識・災害対応能力の向上を図ることなど取り組んできました。

- ◇ 令和2年度には新型コロナウイルス感染症が蔓延したことから避難所運営ガイドラインを作成し、関係者を対象に研修や訓練を実施しました。

#### 《他計画等との関係》

- ◇ このプランは、「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のアクションプラン（実行計画）です。
- ◇ 県では、平成15年度以降、「滋賀県地震防災プログラム」「滋賀県地震防災プラン」に基づき、建築物の耐震化等を中心とした様々な地震対策を推進し、一定の成果を収めてきたところですが、このプランでは、これらの取組を継承します。
- ◇ このプランは、「滋賀県国土強靱化地域計画」および「関西防災・減災プラン」（関西広域連合広域防災局）と整合を図ります。
- ◇ 県は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3年度～令和7年度）に定める事業についても、整合を図ります。



#### 《他の自然災害への対応》

- ◇ なお、このプランは、大規模地震対策をはじめ風水害、土砂災害など災害対策全般を対象とします。

### 3 実行

このプランは、次の7つの実行を柱とします。

実行1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します

実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します

実行4 被災者の生活再建を支援します

実行5 大規模停電に備えた対策を進めます

実行6 当事者力・地域力を高めます

実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます

### 4 計画期間

このプランの計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 5 プランの推進

- ◇ このプランは、PDCAサイクルにより見直しを行い、効果や実効性を確保します。
- ◇ このプランの推進にあたっては、実効性を最大限に発揮されるよう、国、市町、防災関係機関その他様々な団体と連携します。

## 6 SDGsの目標達成への貢献

- ◇ SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール(目標)と169のターゲットが定められています。本県は持続可能な滋賀の実現を目指すとともに、SDGsの達成を目指しています。
- ◇ このプランでは総合的な災害リスク管理を策定し実施するSDGsの11番目「住み続けられるまちづくりを」をはじめとした目標の達成を目指します。

### 《主な関連するゴール》



## 第2章 実行計画

### 実行1

受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します

個別事項	項目数
(1) 受援体制の整備	4
(2) 多様な団体による支援の効率的な活用	9
(3) 災害時応援協定等による団体との連携	2
計	15

## 実行 1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します

### 個別事項 (1) 受援体制の整備

#### (目標とする姿)

大規模災害時には、滋賀県災害時受援計画や市町の受援計画に基づき、多様な団体・組織としっかり連携を密にしながら、人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう体制が整備されています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 災害応急対策に必要な人材の職種、人数、期間、派遣先等があらかじめ算定されていないことが課題となっています。
- ・ 現場の職員が災害応急対策の進捗状況を把握できていないことが課題となっています。
- ・ 災害対応、BCP※にあたる市町の職員がかなり不足したことが課題となっています。
- ・ 感染症禍※における災害ボランティアの受入れについて、感染症の感染拡大状況を踏まえて、社会福祉協議会や市町などの関係機関と検討する必要があります。
- ・ プッシュ型の支援物資が、避難所等へ迅速に配送できなかったことが課題となっています。

※ BCP : Business Continuity Plan 業務継続計画

※ 感染症禍 : 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症禍のことを指す。



- ① 人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう、感染症禍の対策等も踏まえた受援計画に見直します。
- ② 市町における受援計画の策定を支援します。
- ③ 感染症禍における災害ボランティアの受け入れについて、社会福祉協議会や市町などの関係機関との意見交換、検討を進めます。
- ④ 災害時の支援物資の供給について、被災地および被災者のニーズに基づく供給が円滑に行えるよう、国や関西広域連合、滋賀県トラック協会、滋賀県倉庫協会、市町等と訓練等を通じて連携強化を図ります。

**実行 1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します**  
**個別事項（２）多様な団体による支援の効率的な活用**

（担当）健康福祉政策課  
生活衛生課  
住宅課  
建築課  
企業庁

（目標とする姿）

- ・ 社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体など多様な分野の専門団体によるプラットフォームが形成されており、発災時には、各専門団体が自主的、積極的に連携して速やかに被災者を支援できる体制が構築されています。
- ・ 被災建築物・宅地応急危険度判定業務が判定士および判定コーディネーター（判定調整員）を養成することにより、迅速に判定業務を行われるよう確保されています。
- ・ 災害時において円滑な応急給水、水道施設の応急復旧が可能な体制が構築されています。

（過去の災害から課題となっていること）

- ・ 保健福祉分野の専門職チーム同士の連携が課題となっています。
- ・ 被災建物・宅地応急危険度判定士の確保および判定士への連絡が困難なことが課題となっています。
- ・ 水道施設被災時には応急給水や施設の応急復旧が困難なことが課題となっています。



- ① 社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、医療・保健・福祉分野の専門団体、当事者団体等の民間支援者との連携強化を図ります。
- ② 災害ボランティアセンターの円滑な運営や、災害ボランティアにかかる普及啓発、災害ボランティア活動を行うための環境整備を行います。
- ③ 被災建物・宅地応急危険度判定業務が迅速に行えるよう、判定士および判定コーディネーター（判定調整員）を養成します。
- ④ 企業庁が管理する施設が被災した場合の、漏水調査、応急復旧、送水の再開までの一連の作業が円滑に進むよう、工事業者を含んだ体制を整備します。
- ⑤ 災害時における円滑な応急給水や応急復旧が可能となるよう、県内水道事業者を対象とした研修や訓練を継続して実施します。

## 実行1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します

(担当) 循環社会推進課

### 個別事項(2) 多様な団体による支援の効率的な活用

#### (目標とする姿)

県および全ての市町に災害廃棄物処理計画が策定されるとともに、災害廃棄物処理に係る最新の知見や法令等の情報提供や訓練等を内容とした研修会を開催することにより、災害廃棄物を円滑に処理する体制が構築されています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 各市町における災害廃棄物処理計画の策定および仮置場候補地の選定が進んでいないことが課題となっています。
- ・ 災害発生時における関係主体の災害廃棄物処理の対応能力や連携が不足していることが課題となっています。



- ⑥ 市町が行う災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、市町職員を対象とした勉強会の開催や有識者を招いた研修会への参加を促すなどの支援を行います。
- ⑦ 市町による早期の仮置場候補地の選定に資するため、仮置場候補地の選定状況を把握するとともに、候補地選定を行った市町の先進事例の共有や個別市町の要望を踏まえた県有地等に係る必要な調整を行います。
- ⑧ 災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上を図るため、引き続き図上訓練を行うとともに、これまでの実施結果を踏まえ、内容を工夫しつつ、効果的・効率的な実施を図ります。また、平時から県域を越えた広域処理体制を確保するため、引き続き、国や他府県等との連携を図ります。

**実行 1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します**

(担当) 下水道課

**個別事項 (2) 多様な団体による支援の効率的な活用**

(目標とする姿)

訓練を通して、県・市町が一体となり、円滑な下水道施設の応急復旧を行う体制が整備されています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 下水道施設被災時において、県・市町との間で円滑な応急復旧を行えないことが課題となっています。



- ⑨ 平時の訓練を通して災害時には県・市町が一体となり円滑な下水道施設の応急復旧が行えるよう体制を整備します。

**実行1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します**

(担当) 防災危機管理局

**個別事項(3) 災害時応援協定等による団体との連携**

(目標とする姿)

災害時応援協定締結先とは、平時の訓練や研修を通じ、顔の見える関係が築かれており、発災時には、マニュアルに基づき発災後の経過時間に応じた適時的確な応援が受けられる体制を構築しています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 災害時応援協定に基づく活動の連絡窓口や手続き等が、明確になっていないものがあるなど実効性に課題があります。



- ① 災害時応援協定が適切なタイミングで円滑に機能するよう、定期的な手順の確認や訓練の実施など既存協定締結先との連携促進に努めます。
- ② 新たな組織との協定締結に努めます。

## 実行計画（実行1）

### ○取組事項

個別事項	R3	R4	R5
(1) 受援体制の整備			
①滋賀県受援計画の見直し計画見直し	計画見直し		
②市町受援計画の策定支援	実働訓練の実施		
③感染症禍におけるボランティアの受け入れ方法の検討 社会福祉協議会などの関係機関との意見交換、検討			
④支援物資の供給を円滑に行うため関係機関との訓練の実施による連携強化			
(2) 多様な団体による支援の効率的な活用			
①多様な団体との連携強化	協議会等により連携強化		
②災害ボランティアにかかる普及啓発			
③判定士および判定コーディネーター（判定調整員）の養成 判定士等の養成講座等の実施			
④漏水調査、応急復旧、送水の再開までの一連の作業ができる体制整備 応急復旧工事に係る覚書の締結、協力体制の構築			
⑤災害、水道事故等を想定した机上演習訓練の実施			
⑥市町の災害廃棄物処理計画の策定促進 市町と勉強会等の実施			

個別事項	R3	R4	R5
(2) 多様な団体による支援の効率的な活用	⑦市町の仮置場候補地の選定支援	市町への情報提供	
	⑧多様な主体との連携体制の向上	図上訓練の実施	
	⑨下水道施設の被災を想定した県・市町合同訓練の実施		
(3) 災害時応援協定等による団体との連携	①災害時応援協定締結団体との連携	訓練等の実施	
	②新たな組織との協定締結	新規協定締結	

**実行2****寄り添い型・協働型避難者支援を実現します**

個別事項	項目数
(1) 多様な避難形態への対応	4
(2) 避難所における良好な生活環境の確保	4
(3) 地震災害と原子力災害との複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難	3
(4) 帰宅困難者対策	1
計	12

## 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

(担当) 広報課  
防災危機管理局  
情報政策課  
健康福祉政策課

### 個別事項(1) 多様な避難形態への対応

(目標とする姿)

被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うために、まずは被災者の状況を把握し、被災者に対し必要な情報を迅速・確実に伝達できる仕組みを構築しています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 在宅、車中泊、テント泊などに分散避難を行われた避難所外の被災者の実態把握および情報伝達が困難となっています。このため、災害救助のための物資の必要数量の算定も困難となっています。
- ・ 感染症禍の円滑な避難が困難となっています。



- ① 分散避難した避難所以外の避難者への支援の仕組みを検討します。
- ② 在宅、車中泊、テント泊等による被災者を想定した避難所運営マニュアル等の作成、見直しについて、市町を支援します。
- ③ 被災者が必要な情報を確実に入手することができるよう、災害時活用に向けて平時から、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、Lアラート\*など、多様な媒体を活用し防災情報発信に努めます。
- ④ 感染症の自宅療養者（入院入所予定者含む）や濃厚接触者等の円滑な避難について、市町との意見交換、調整を進めます。

\* Lアラート：災害情報共有システムの通称。国の機関や地方公共団体、報道機関等の間で災害などに関する情報を共有する基盤で、これを通じて住民は避難情報をテレビやインターネット、緊急速報メールなどで速やかに入手することができる。

## 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

(担当) 防災危機管理局  
健康福祉政策課  
生活衛生課  
女性活躍推進課

### 個別事項(2) 避難所における良好な生活環境の確保

(目標とする姿)

多様な主体が連携し、被災者のニーズや立場に沿った合理的配慮が提供されるようになっています。また、多様な団体・組織と連携した自主運営組織が、避難者と協力しながら避難所の自主運営が行われています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 災害時、多くの市町職員が避難所運営に従事し、他の災害対応に影響を及ぼしていることが課題となっています。
- ・ 自主防災組織や避難者による避難所の自主的な運営がほとんどできていないことが課題となっています。
- ・ 災害時、避難所などのプライバシーを守ることが難しい環境において、性暴力が起こることが課題となっています。
- ・ ペット同行避難への理解や避難施設内への受入れの可否等の情報が不足していることが課題となっています。



- ① 市町が自治会や自主防災組織、NPO等と連携し避難所の自主運営体制が構築されるよう、市町を支援します。
- ② 女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等多様な主体が安全・安心で快適に避難生活を送るための避難所におけるルールづくりを検討します。
- ③ 避難所での避難生活の質の向上を図るため災害備蓄物資を充実に努めます。
- ④ ペット対策については、「滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン」や獣医師会との協定を活用しながら市町を支援するとともに、避難所に応じた適切な対応を周知します。

## 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

### 個別事項(3) 地震災害と原子力災害との複合災害時における 屋内退避が困難な場合の避難

(目標とする姿)

原子力災害時に屋内退避が困難な場合においても、主要避難道路の迅速な啓開および応急復旧に向けた体制を構築するなど、屋内に留まることが困難な場合でも迅速に避難できる体制が整備されています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 原子力災害が発生した場合の屋内退避について、大規模地震との複合災害時において、屋内に留まることが難しい場合もある。



- ① 大規模地震により避難道路が途絶した場合を想定し、関係機関と連携した主要避難道路の迅速な啓開および応急復旧について実効性の向上を図ります。
- ② 陸上交通が途絶した場合を想定した湖上輸送について、関係機関と検討を進め、訓練を行います。
- ③ 孤立集落が発生した場合に備えた、自衛隊等実動組織による具体的な支援計画の策定を求めます。

## 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

### 個別事項（4）帰宅困難者対策

（目標とする姿）

一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者への情報提供、一時退避場所や一時滞在施設、移動の確保に対応できる体制が構築されています。

（過去の災害から課題となっていること）

- ・ 多くの方が鉄道の緊急停止により車内に閉じ込められるとともに、駅周辺でも多くの方が帰宅困難者となったことが課題となっています。



- ① 鉄道やバス等の公共交通機関、行政、民間施設との連絡、連携することにより、帰宅困難者への情報提供、一時退避場所や一時滞在施設、移動の確保に対応できる体制構築に努めるとともに、必要な訓練を実施します。

## 実行計画(実行2)

### ○取組事項

個別事項	R3	R4	R5
(1) 多様な避難形態への対応			
①避難所外避難者への支援の仕組みの検討			
②避難所運営マニュアル等の作成、見直しについて市町支援			
③防災情報発信について多様な媒体を活用 テレビ、インターネット、SNS等多様な情報媒体による情報提供			
④自宅療養者や濃厚接触者の円滑な避難の検討 市町との意見交換、調整			
(2) 避難所における良好な生活環境の確保			
①避難所の自主運営体制の構築 出前講座、研修会等の実施			
②多様な主体が安心・安全で快適に避難生活を送るための避難所における ルールづくり ルールづくりの検討			
③避難所での避難生活の質の向上を図るため災害備蓄物資を充実 蓄物資の整備・更新			
④ペット同行避難の周知 訓練等を通じた周知			

個別事項	R3	R4	R5
<p>(3) 地震災害と原子力災害との複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難</p> <p>①関係機関と連携した実効性向上の取組 関係機関と連携した訓練の実施</p> <p>②湖上輸送について関係機関と検討し訓練を実施 関係機関との検討      関係機関との訓練の実施</p> <p>③国の実動組織による支援計画の策定 国との調整</p>			
<p>(4) 帰宅困難者対策</p> <p>①帰宅困難者対策のための体制構築 訓練等を通じた連携推進</p>			

**実行3****要配慮者へ合理的配慮を提供します**

個別事項	項目数
(1) 避難行動要支援者の個別計画策定支援	2
(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援	2
(3) 避難所の合理的配慮	5
(4) 福祉避難所の確保	2
	計 11

### 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します 個別事項（1）避難行動要支援者の個別計画 策定支援

（担当） 防災危機管理局  
健康福祉政策課  
健康寿命推進課  
医療福祉推進課  
障害福祉課

（目標とする姿）

避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるよう、個別計画が策定され、平時から災害時の避難体制が確立されています。

（過去の災害から課題となっていること）

- ・ 支援体制が整っておらず実効性のある個別計画が作成されていないなど、災害時における高齢者等をはじめとする要配慮者の避難が困難となっています。



- ① 避難支援の必要な要配慮者が取り残されることのない避難体制の整備や、避難行動要支援者の円滑な避難のための個別計画の策定を支援します。
- ② 避難行動要支援者名簿の掲載者について、真に避難支援を要する者を把握することや、避難行動要支援者名簿の共有にかかる本人同意を得ることが促進されるよう市町を支援します。

### 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します

#### 個別事項(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援

(担当) 防災危機管理局  
私学・県立大学振興課  
健康福祉政策課  
医療政策課  
医療福祉推進課  
障害福祉課  
子ども・青少年局  
砂防課  
流域政策局  
保健体育課

##### (目標とする姿)

要配慮者利用施設における避難確保計画が作成され、逃げ遅れによる人的被害を無くなるよう、災害時の避難体制が確立されています。

##### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画が作成されていないことと併せて、洪水、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難の実効性に課題があります。



- ① 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定が促進されるよう市町を支援します。
- ② 要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施が促進されるよう市町を支援します。

## 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します

### 個別事項(3) 避難所の合理的配慮

#### (目標とする姿)

避難所において、要配慮者のための福祉スペースの確保や要配慮者を支援する人材を配置するなど合理的配慮が提供されています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 避難所において、要配慮者の受入れができない、あるいは必要な支援員が確保されない等の課題があります。
- ・ 一般避難所において、福祉スペースが確保できていない課題があります。
- ・ 障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく避難所での合理的配慮の提供等について、認識が不足している。
- ・ 外国人に対して、避難所生活のルールや専門用語を含む様々な情報の伝達が困難となっています。

- 
- ① 災害で助かった命を避難生活で失わせないためには、避難所に来た人だけの生活を支援するだけでなく、自宅等避難所以外で生活する被災者の人も含めた支援拠点として、避難所が機能することが必要であることから、滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議等の場を活用して、市町および民間団体等との連携を図りながら、避難所における被災者支援の在り方について検討します。
  - ② 障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の内容および障害理解のために出前講座や条例フォーラム等の周知啓発事業を継続して行い、合理的配慮の提供への理解促進に努めます。
  - ③ 被災者、支援者、子ども等のメンタルケアについて、こころのケアチーム(DPAT※)やボランティアによる支援体制を整備します。
  - ④ 避難所のバリアフリー化や福祉避難コーナーの設置、障害特性を踏まえた避難所運営等避難所における福祉的配慮の提供推進を図ります。
  - ⑤ 外国人県民等に対しては、滋賀県災害時外国人サポーター養成講座の開催により、災害時に外国人支援に協力いただくボランティアの確保・育成に取り組み、関係機関やボランティアとの連携のもと、やさしい日本語や多言語で外国人被災者が必要とする情報を伝達できる体制づくりを進めます。

※ DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team  
災害派遣精神医療チーム

### 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します 個別事項（4）福祉避難所の確保

（担当）防災危機管理局  
健康福祉政策課

（目標とする姿）

福祉避難所の機能が確保され、要配慮者の避難生活の環境が整備されているとともに、日常生活への移行を支援する体制が整備されています。

（過去の災害から課題となっていること）

- ・ 要配慮者等に対し、福祉避難所の制度についての周知がされていない現状があります。
- ・ 一般避難所に避難者が溢れて混乱し、要配慮者の一時的な受入れが困難となっています。
- ・ 施設が被災し、福祉避難所が十分な機能を発揮できないことが課題となっています。



- ① 災害時要配慮者が避難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う体制を整備します。
- ② 福祉避難所の確保、機能確保、周知についての市町を支援します。

## 実行計画（実行3）

### ○取組事項

個別事項	R3	R4	R5
(1) 避難行動要支援者の個別計画策定支援	①避難行動要支援者個別計画の策定支援 モデル事業の実施		
	市町支援		
(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援	①避難確保計画策定支援		
	市町支援		
(3) 避難所の合理的配慮	①被災者支援の在り方検討		
	会議を活用した民間団体との連携強化		
(3) 避難所の合理的配慮	②法律や条例の内容および障害理解に基づく避難所での合理的配慮の提供への理解促進		
	出前講座や条例フォーラム等の周知啓発事業の実施		
(3) 避難所の合理的配慮	③被災者等のメンタルケアについての支援体制の整備		
	取組促進		
(3) 避難所の合理的配慮	④避難所における福祉的配慮の提供の推進		
	周知啓発		
(3) 避難所の合理的配慮	⑤外国人県民等への情報伝達の取組		
	ボランティアの確保・育成、訓練、周知啓発		

個別事項	R3	R4	R5
(4) 福祉避難所の確保 ①福祉避難所での避難生活から日常生活への移行支援体制の整備 ②福祉避難所の機能確保、周知の支援 周知啓発、市町支援			

**実行 4****被災者の生活再建を支援します**

個別事項	項目数
(1) 被災者への支援の迅速化	2
(2) 仮設住宅の整備	1
(3) 家屋被害認定・り災証明発行業務の支援	2
計	5

## 実行4 被災者の生活再建を支援します 個別事項(1) 被災者への支援の迅速化

(目標とする姿)

平時から、被災者支援のための各種制度を情報提供されるとともに、発災時には支援金など、必要な支援が速やかに行われるようになっています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 被災者の生活再建に必要な情報の発信が不十分であることが課題となっています。
- ・ 申請の手続きが複雑であることが課題となっています。
- ・ 受付や審査業務が膨大となり、人員が不足することが課題となっています。



- ① 平時から被災者支援のための各種制度の情報を提供します。
- ② 被災者生活再建支援金など必要な支援が速やかに交付できるよう、AIなどの電子ツールを活用して支援策のパッケージ化・簡略化を図るとともに、市町と連携して制度を周知します。

## 実行4 被災者の生活再建を支援します

### 個別事項(2) 仮設住宅の整備

#### (目標とする姿)

「滋賀県応急仮設住宅供給マニュアル」が市町や関係機関等に浸透し、発災後、被災者の住まい確保が迅速に対応できるようになっています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 建設候補地の中に、土砂災害警戒区域等の指定基準に該当するものが確認されるなど、用地選定が不適当なものがあることが課題となっています。
- ・ 地震による地割れや浸水想定区域の存在などにより、建設用地の確保に苦慮することが課題となっています。
- ・ 立地によって、応募の多寡に大きな差ができることが課題となっています。
- ・ 入居条件の緩和や、り災証明の2次調査の結果、相当数の追加建設要請があり、必要戸数の把握に苦慮することが課題となっています。
- ・ 天候、作業員の確保困難等により工期に遅れが生じることが課題となっています。
- ・ 被災した賃貸住宅も多く、みなし仮設住宅\*の確保に苦慮することが課題となっています。

\* みなし仮設住宅：民間の賃貸住宅等の借上げによる応急仮設住宅



- ① 発災時に関係者が速やかに応急仮設住宅の供給にあたるよう、手順など共通の認識を持って行動できる「滋賀県応急仮設住宅供給マニュアル」の浸透を図るとともに、随時マニュアルの点検を行い、内容を見直します。

## 実行4 被災者の生活再建を支援します

### 個別事項(3) 家屋被害認定・り災証明発行業務支援

#### (目標とする姿)

県内の全ての市町が民間団体等との連携の下で、家屋被害認定業務およびり災証明業務を迅速、正確に行うことができるようになっています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 家屋被害認定業務を実施できる人員が圧倒的に不足することが課題となっています。
- ・ 家屋被害認定の判定は、人によってばらつきがあることが課題となっています。
- ・ 訓練を受けていない行政職員が被災現場に入ることは困難かつ危険となっています。



- ① 家屋被害認定業務を実施できる人材を育成するため、効果的な研修により家屋被害認定のスキルアップを図ります。
- ② 市町における被災者支援システム（り災証明書発行システム）の導入等を促進します。

## 実行計画（実行4）

### ○取組事項

個別事項	R3	R4	R5
(1) 被災者への支援の迅速化	①被災者支援のための各種制度の周知		
	②AIなどの電子ツールを活用して支援策のパッケージ化・簡易化		
(2) 仮設住宅の整備	①滋賀県応急仮設住宅供給マニュアルの随時点検、見直し		
(3) 家屋被害認定・り災証明発行業務支援	①被災者支援の在り方検討①家屋被害認定業務を実施できる人材育成		
		研修の実施	
	②市町における被災者支援システムの導入促進		

**実行5****大規模停電に備えた対策を進めます**

個別事項	項目数
(1) ライフラインの予防対策	2
(2) 災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能確保	2
計	4

## 実行5 大規模停電に備えた対策を進めます

### 個別事項（1）ライフラインの予防対策

（担当） 防災危機管理局  
森林保全課  
道路整備課  
道路保全課

#### （目標とする姿）

災害時においても風倒木による被害を受けることなく、電気、通信などのライフラインの機能が確保されています。

電柱が地震や風の影響により倒れることなく、災害時において緊急車両の通行が確保されています。（実行7の再掲）

#### （過去の災害から課題となっていること）

- ・ 台風等の影響により倒木が多発し、交通の遮断をはじめ電気や通信といったライフラインが寸断されることが課題となっています。
- ・ 地震や台風等の影響により電柱が倒れ、緊急車両の通行が遮断され救援活動の妨げになることが課題となっています。



- ① 道路、電気、通信施設などの重要インフラ施設が、台風等の影響による風倒木被害を受けないように、森林の予防伐採を進めます。
- ② 緊急輸送道路等の確保に向け、関係機関と協議・調整を図り、無電柱化を推進します。（実行7の再掲）

## 実行5 大規模停電に備えた対策を進めます

### 個別事項(2) 災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能確保

(目標とする姿)

県庁舎など災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能を確保することにより、災害時の庁舎機能が維持されています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 自家発電設備が十分でない庁舎等では、停電の影響により庁舎機能の大半が不全となり、災害応急対策に支障を来したことが課題となっています。



- ① 県庁本庁舎、合同庁舎および保健所が停電時に活動継続ができるよう、浸水対策等も含め、施設状況を確認した上で方策を検討します。
- ② 1週間程度の停電長期化に備え、非常用発電設備の連続稼働のための燃料調達ができる体制を整備します。

## 実行計画（実行5）

### ○取組事項

個別事項	R3	R4	R5
(1) ライフラインの予防対策			
	①風倒木被害対策の予防伐採 関係機関との協議	予防伐採の実施	
	②無電柱化の推進 (実行7の再掲)		
(2) 災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能確保			
	①非常用発電設備の機能確保 施設状況の確認	方策検討	
	②連続稼働のための体制整備 体制整備	机上訓練の実施	

**実行6****当事者力・地域力を高めます**

個別事項	項目数
(1) 当事者力の向上	5
(2) 地域力の向上	2
(3) 建築物等の耐震化	2
(4) 中小企業の事業継続計画策定等支援	1
(5) 女性参画	3
計	13

## 実行6 当事者力・地域力を高めま

### 個別事項（1）当事者力の向上

（担当） 防災危機管理局  
エネルギー政策課  
砂防課  
建築課  
流域政策局

#### （目標とする姿）

県民一人ひとりが、日頃から災害に対し、「正しく知って、正しく備える」ことができるなど、災害全般に対する理解を深めています。

#### （過去の災害から課題となっていること）

- ・ 「災害は起こらないもの」という意識が根強いことが課題となっています。
- ・ 家具の固定等ができていない世帯が多いことが課題となっています。
- ・ 食料、飲料水、非常持出品が準備されていないことが課題となっています。
- ・ 地震後の梅雨前線による豪雨など複合災害による、多数の土砂災害発生のリスクの理解が進んでいません。



- ① 災害リスクととるべき行動の理解を促進するため、マイ・タイムラインの作成支援や、防災カフェや研修、出前講座等での啓発を行います。
- ② SNS を活用したプラットフォームにより住民同士の情報交換を推進するなど生活全体の中に浸透し生活に根ざした防災（生活防災）の推進を図ります。
- ③ 幼少期からの防災教育を推進するため、学校教育に加え、子ども食堂、放課後児童クラブにおける取組を支援するとともに、防災教育を行う人材確保およびその方々の防災力の向上を図ります。
- ④ 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等において、自立分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション※・燃料電池等）の整備等を促進します。
- ⑤ 土砂災害リスクをより分かりやすく伝え、理解促進のための出前講座等を行います。

※コージェネレーション：天然ガス、石油などを燃料として、エンジン、タービンなどの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステム

個別事項(2) 地域力の向上

(目標とする姿)

自主防災組織などの地域防災力が確保され、誰一人取り残さない災害に強い地域づくりが進んでいます。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 住んでいる地域の災害リスクを住民が覚知していないことが課題となっています。
- ・ 自主防災組織がないか、あっても活動がほとんどないため、住民相互の安否確認や救命救護、避難所の自主運営等ができないことが課題となっています。



- ① 自主防災組織の活性化に向けた市町の実施を支援するため、自主防災組織向けの研修や資機材整備への補助を実施します。
- ② 市町が行う地域の特性に応じた実効性のある「地区防災計画」の策定支援を促進します。

個別事項(3) 建築物等の耐震化

(目標とする姿)

県内の住宅・建築物・ブロック塀等の耐震化により、災害時の広域的避難路が確保されるとともに家屋等の倒壊による被害を最小限に抑えられています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 大規模地震発生により倒壊した建築物が道路を閉塞することで、住民の避難や緊急支援物資の輸送に重大な支障をきたします。
- ・ 既存住宅・建築物・ブロック塀等の耐震化が十分でないことが課題となっています。



- ① 地震発生時に広域的な避難路確保のため「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に指定する道路における、倒壊による閉塞のおそれがある沿道建築物の耐震化をすすめます。
- ② 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、市町と連携し既存建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進します。

## 実行6 当事者力・地域力を高めます

### 個別事項(4) 中小企業の事業継続計画策定等支援

(目標とする姿)

県内中小企業・小規模事業者が、事業継続計画の策定や施設の耐震化を進め、被災時に重要な事業を復旧・継続できる体制が構築されています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 被災により、従業員の数や動かせる設備が少なくなり、自社の生産能力が低下しても、顧客からは平時と同様な対応を求められます。



- (1) 重要な事業を早期に復旧・継続できるよう、研修や手引き作成等を通じ、県内中小企業・小規模事業者のBCP策定を支援します。

（目標とする姿）

女性分野において女性参画が進んでいるとともに、災害対応等において女性の視点が反映されています。

（過去の災害から課題となっていること）

- ・ 防災に関する意思決定の場や現場における女性の割合が低く、防災に対する平時の備え、災害時、復旧・復興の各場面において女性の意見、女性と男性のニーズの違いが反映されにくくなっています。
- ・ 女性が地域防災の主体的な担い手であることや女性の視点の重要性についての意識など、男女共同参画の理解が不足しています。



- ① 滋賀県防災会議における積極的な女性委員の登用など政策方針決定過程への女性参画を推進します。
- ② 研修会等への女性の参画を促すなど、女性の防災リーダーを育成します。
- ③ 様々な研修会において男女共同参画の視点を取り入れた講座を組み込むなど、防災における男女共同参画の重要性について意識改革を図ります。

## 実行計画（実行6）

### ○取組事項

個別事項	R3	R4	R5
(1) 当事者力の向上	<p>①マイ・タイムラインの作成支援・研修・交流プログラムによる研修・交流・展示事業、防災カフェ、出前講座等の実施</p> <p>しがマイ・タイムラインの支援ツールの作成</p> <p>しがマイ・タイムラインを活用した普及啓発</p>		
	<p>②SNSを活用したプラットフォームの利用促進等による生活防災の推進</p> <p>生活防災の普及啓発</p>		
	<p>③防災教育に携わる人材確保および防災教育を支援するツールの作成</p> <p>支援ツールの作成</p> <p>研修の実施</p>		
	<p>④家庭や事業所等において、自立分散型エネルギーシステムの整備等を促進</p> <p>システムの整備促進のため普及啓発、支援</p>		
	<p>⑤土砂災害リスクの周知</p>		
(2) 地域力の向上	<p>①自主防災組織リーダー・防災士養成講座の開催を通じた防災士の養成</p>		
	<p>②地区防災計画策定支援</p> <p>モデル事業策定支援</p>		<p>普及啓発</p>

個別事項	R3	R4	R5
(3) 建築物等の耐震化	<p data-bbox="363 432 850 465">①広域避難路の沿道建築物耐震化を支援</p> <p data-bbox="363 566 719 600">②耐震診断・耐震改修の促進</p>		
(4) 中小企業の事業継続計画策定等支援	<p data-bbox="363 745 850 779">①中小企業等のBCP策定研修会の実施</p>		
(5) 女性参画	<p data-bbox="363 902 1018 992">①政策方針決定過程への女性参画の推進 防災会議への女性参画促進</p> <p data-bbox="363 1037 1177 1126">②防災の現場における女性リーダーの育成 自主防災組織リーダー・防災士養成講座等の実施</p> <p data-bbox="363 1216 962 1249">③男女共同参画の視点を取り入れた研修会の実施</p>		

個別事項	項目数
(1) 危機管理センターを拠点とした災害対応を充実強化	1
(2) 職員の防災意識・災害対応能力の向上	2
(3) 県有施設等におけるソフト対策による機能強化	3
(4) 県有施設等のハード対策等による機能確保	6
計	12

## 実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政 の災害対応能力を高めます

### 個別事項(1) 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実 強化

#### (目標とする姿)

災害対策本部、地方本部の機能の強化のため、果たすべき役割を確実に果たし、災害応急対策が速やかに行われる体制が整備されています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 災害対策拠点の災害対応が機能しなかったことが課題となっています。
- ・ 職員の防災意識、災害対応のスキル不足が課題となっています。



- ① 災害対策本部、地方本部の機能の強化のため、訓練や各種マニュアルの見直しを行います。

## 実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政 の災害対応能力を高めます

### 個別事項(2) 職員の防災意識・災害対応能力の向上

(目標とする姿)

職員の防災意識・災害対応能力を向上し、果たすべき役割を確実に果たし、災害応急対策が速やかに行われます。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 職員の防災意識、災害対応のスキル不足が課題となっています。
- ・ 災害に対する備えができておらず、被災して参集できない職員がいることが課題となっています。
- ・ 事前に定めていた参集基準、参集場所等が職員に浸透していないことが課題となっています。
- ・ 備蓄食料の不足、店舗の被災等により、職員用の食料が不足したことが課題となっています。



- ① 全庁を挙げて迅速・的確な災害対応を行うことができるよう、職員を対象とした研修等を実施します。
- ② 職員用の食料、飲料水の適正な備蓄を行うなど環境整備を行います。

## 実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政 の災害対応能力を高めます

### 個別事項(3) 県有施設等におけるソフト対策による機能強化

#### (目標とする姿)

災害時における行政機能が維持できるよう、代替施設の確保がされているとともに、発災直後でも情報伝達や発信が円滑に行われるよう機能が確保できています。

#### (過去の災害から課題となっていること)

- ・ 庁舎の被災やライフラインの不通により、災害対策本部業務、通常業務に支障となっています。
- ・ 大規模災害時における全庁的な業務継続を支援するため、情報伝達発信を円滑に行えず、災害対応に遅れが生じたことが課題となっています。



- ① 庁舎が被災した場合に備え、代替施設について検討します。当面は被災を免れた県有施設等の空きスペースを利用して機能を分散するなど、業務継続が可能となるよう検討を行います。
- ② びわ湖情報ハイウェイ※、庁内LANおよび基幹情報システムについて、災害時の耐性を向上させるため、通信基盤等の構成や運用の定期的な見直しを行うとともに「びわ湖Free Wi-Fi※」の活用策を検討します。
- ③ 大規模災害発生時における情報伝達や情報収集を必要な、県の機関における「庁内インターネット閲覧環境」の整備に努めます。

※ びわ湖情報ハイウェイ：県内6ヶ所に設置する通信拠点を結ぶ基幹網と各通信拠点と県庁および合同庁舎や県の出先機関、市町、県立学校等を結ぶアクセス網とで構成される、高速で信頼性の高い情報通信ネットワーク。

※ びわ湖Free Wi-Fi：県内の経済団体や企業、自治体などで構成する「滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会」が普及を図っている無料Wi-Fi。

の災害対応能力を高めます

個別事項 (4) 県有施設等のハード対策等による機能確保

(目標とする姿)

県有施設の耐震化や道路等のインフラ整備事業が進んでいることにより被害が最小限に抑えられています。

(過去の災害から課題となっていること)

- ・ 土砂災害特別警戒区域に公共施設が存在していることが課題となっています。
- ・ 法面からの落石や岩盤崩壊により、代替のない道路が通行不能になるなどして、住民の孤立が発生したことが課題となっています。
- ・ 地震や台風等の影響により電柱が倒れ、緊急車両の通行が遮断され救援活動の妨げになることが課題となっています。



- ① 地震防災対策特別措置法第2条に基づく、「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」(令和3年度~令和7年度)に基づき、避難路や砂防設備の整備等のハード整備を推進します。
  - ・ これまで第1次、第2次緊急輸送道路や、跨線橋、跨道橋の耐震対策を実施してきたところであり、第3次緊急輸送道路の橋梁においても対策を進めます。
  - ・ 長浜港について、湖上輸送などの緊急輸送ネットワーク拠点としての機能を確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進めます。
  - ・ 地震や大雨による土砂災害被害の防止軽減を図るため、土砂災害対策施設の整備を推進します
- ② 円滑な災害対応のため、橋梁の予防保全対策を進めることにより、リダンダンシー(多重化)を確保します。
- ③ 孤立発生危険箇所の対策優先順位を高め、事前通行規制区間等の法面对策事業を一層進めます。
- ④ 緊急輸送道路等の確保に向け、関係機関と協議・調整を図り、無電柱化を推進します。



参考資料

1 滋賀県防災プラン事業見込額一覧

(単位:百万円)

項目	事業内容	R3	R4	R5	計
<b>実行1 受援体制の整備をはじめ多様な団体・組織との連携強化します</b>		<b>8</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>24</b>
・受援体制の整備					
・ボランティア活動の振興支援	①災害時ボランティア活動の振興 ②災害時に対応できる人づくり、地域づくりの振興				
・被災建築物・宅地応急危険度判定業務支援	①判定士の養成・登録・名簿の作成				
・災害廃棄物対策支援	①災害廃棄物処理図上訓練の実施 ②災害廃棄物対策検討会議の開催 ③災害廃棄物に係る市町向け研修会の開催				
<b>実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します</b>		<b>18</b>	<b>18</b>	<b>18</b>	<b>54</b>
・避難所における良好な生活環境の確保	①災害時県民に給付する食料、生活必需品の備蓄				
・複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難	①原子力防災訓練の実施 ②原子力防災パンフレットの作成				
<b>実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します</b>		<b>6</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>16</b>
・避難行動要支援者の個別計画策定支援	①滋賀モデル構築のための会議開催 ②モデル地区での個別計画策定支援				
・災害時の合理的配慮の提供	①災害時における福祉的支援検討会の開催 ②災害時要配慮者避難支援研修会の開催 ③災害福祉広域支援ネットワーク構築支援 ④災害時外国人支援のための人材養成				
<b>実行4 被災者の生活再建を支援します</b>		—	—	—	—
・被災者生活再建支援制度の周知					
・仮設住宅の整備					
<b>実行5 大規模停電に備えた対策を進めます</b>		<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>15</b>
・重要インフラ確保のための予防伐採	①市町の予防伐採事業への支援				
・災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能確保					
<b>実行6 当事者力・地域力を高めます</b>		<b>154</b>	<b>152</b>	<b>151</b>	<b>457</b>
・当事者力の向上	①市町防災危機管理トップセミナー ②市町等防災担当者研修 ③災害時要配慮者避難支援プラン策定推進研修 ④防災専門研修(物流) ⑤自主防災組織リーダー研修(防災士養成事業) ⑥災害から子供を守る研修会 ⑦防災カフェ開催 ⑧子ども食堂や放課後児童クラブ職員向けの研修 ⑨滋賀県地域防災アドバイザー制度の拡充 ⑩「しがマイ・タイムライン」のセットや支援動画の制作 ⑪出前講座などでの「しがマイ・タイムライン」の普及啓発 ⑫太陽光発電やエネファーム、蓄電池の導入に対する助成を行い、家庭における自立分散型エネルギーシステムの整備等を促進				
・地域力の向上	①地区防災計画モデル地区での計画策定支援 ②モデル地区での活動を基に、計画策定の手引きを作成 ③計画発表会及び研修会を実施				
・建築物の耐震化	①耐震診断員、耐震改修設計・施工者育成 ②啓発リーフレットの印刷、自治会への出前講座 ③木造住宅耐震化啓発セミナーおよび個別相談会開催 ④市町への木造住宅耐震改修等事業支援				
・中小企業の事業継続計画策定支援	①県内中小企業・小規模事業者のBCP策定を促進するため策定セミナーの開催 ②ワークショップ講座の開催により実効性のあるBCP策定、運用を支援				
・女性参画	①防災への女性参画により地域防災力の向上を図るための意見交換会、ワークショップの開催				
<b>実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます</b>		<b>8,979</b>	<b>8,984</b>	<b>8,959</b>	<b>26,922</b>
・危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化	①防災総合訓練の実施				
・県有施設等のハード対策等による機能確保	①都市計画道路の整備 ②緊急輸送道路橋梁の耐震化 ③緊急輸送港湾施設の整備 ④砂防施設、治山施設、地すべり防止施設の整備 ⑤急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑥ため池の整備 ⑦法面施設の整備 等				
<b>合計</b>		<b>9,170</b>	<b>9,172</b>	<b>9,146</b>	<b>27,488</b>

※百万円未満四捨五入

※R3以降の所要額については、令和3年2月時点の見込みであり、国の制度変更や毎年度の予算審議等を踏まえ、変動することがある。

## 2 用語説明

### 「受援」

- ・被災地に対して行われる人的・物的支援を受け入れること。

### 「合理的配慮」

- ・女性、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が、災害時に不都合を感じないように、過度の負担にならない範囲で必要かつ適当な変更や調整（配慮）を行うこと。

### 「当事者力（自助）」、「地域力（共助）」、「行政力（公助）」

#### 「当事者力（自助）」

- ・県民、企業、団体、施設、ボランティア、NPO等の多様な主体が、日頃から災害を正しく理解し、災害に正しく備え、災害発生時には自ら判断し行動する力。

#### 「地域力（共助）」

- ・自治会、自主防災組織、ボランティア、NPO等が普段から顔の見える関係を築き、災害時にはしっかり連携して、災害対応を行う力。

#### 「行政力（公助）」

- ・災害発生時にも、ハード、ソフト両面の行政機能が確保されており、業務継続計画、各種マニュアル等に基づき災害応急対策および災害時優先業務を遂行する力。

### 「ブラックアウト」

- ・停電、特に送配電システムの崩壊を指す。

### 「BCP」

Business Continuity Plan

- ・業務継続計画

### 「感染症禍」

- ・感染症禍：新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症禍のことを指す。

### 「Lアラート」

- ・災害情報共有システムの通称。国の機関や地方公共団体、報道機関等の中で災害などに関する情報を共有する基盤で、これを通じて住民は避難情報をテレビやインターネット、緊急速報メールなどで速やかに入手することができる。

### 「DPAT」

Disaster Psychiatric Assistance Team

- ・災害派遣精神医療チーム

### 「みなし仮設住宅」

- ・民間の賃貸住宅等の借上げによる応急仮設住宅

### 「コージェネレーション」

- ・天然ガス、石油などを燃料として、エンジン、タービンなどの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステム。

### 「びわ湖情報ハイウェイ」

- ・県内6ヶ所に設置する通信拠点を結ぶ基幹網と各通信拠点と県庁および合同庁舎や県の出先機関、市町、県立学校等を結ぶアクセス網とで構成される、高速で信頼性の高い情報通信ネットワーク。

### 「びわ湖 Free Wi-Fi」

- ・県内の経済団体や企業、自治体などで構成する「滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会」が普及を図っている無料Wi-Fi。